

# 所長が語る

令和5年1月

小笠原諸島森林生態系保全センター所長 尾山 真一

## はじめに

小笠原の国有林は、狭小な海洋島に成立した特異な生態系を有しています。林野庁では、これを適切に管理するため、平成22年に小笠原諸島森林生態系保全センターを設置し、外来種対策、保護地域の利用調整等、小笠原諸島森林生態系保護地域の保全管理に取り組んでいます。

小笠原からの寄稿は、過去に2回ありましたが、そちらでは、小笠原の歴史や風土、当センターの主要な業務である外来種駆除による森林生態系修復の実施状況等が紹介されていました。今回は、小笠原独特の入林の仕組みである指定ルート制度を通じた森林生態系保護地域の利用面についてお話しします。

## 1 指定ルート制度と現状

小笠原諸島森林生態系保護地域では、科学的根拠に基づき、計画的に自然を修復するとともに、保全と利用の調整について多くの関係者の合意の下に進めるため、平成20年3月に小笠原諸島森林生態系保全管理計画が定められました。当該計画において、保全地区は原則人手を加えずに自然の推移に委ねる地域としており、基本的に登山やハイキング、森林浴等の一般的なレクリエーション利用を想定していません。一方、森林生態系保護地域の設定以前から、小笠原の基幹産業である観光や、地域住民のレクリエーション等の目的で利用されていました。このため、平成20年5月、地元の観光業等の関係者や専門家の意見を踏まえ、森林生態系保護地域内に立入り可能なルート（指定ルート）を設定（同年9月から運用開始）し、独自の運用により保全と利用の調和を図ることとされました。

指定ルートの選定に当たっては、平成18年度に歩道実態調査を実施し、利用実績のある約200の踏分道等（一部、自然公園歩道を含む）の現況等を把握しました。この中から、小笠原諸島森林生態系保全管理計画に定められた立入りの要件（①希少動植物並びにアカガシラカラスバト又はオガサワラノスリの営巣に影響のないこと、②崩壊等の危険性がないこと、③目的地に対して複数のルートがある場合には生態系への影響が最も小さいもの）をベースに、約1年間かけて地元利用者や専門家等と調整を図り、保存地区内に24本（父島13本、南島1本、母島9本、賀島1本）、保全利用地区内に8本（全て父島）が設定されました。

また、保存地区内の指定ルートを利用するためには、小笠原諸島森林生態系保全センター等が開催する利用講習を受講し小笠原総合事務所国有林課に入林許可を受けるか、その利用講習を受講した者と同行することが小笠原諸島森林生態系保全管理計画に明記されています。これにより、島外から観光で訪れた者が保存地区内の指定ルートを利用するためには、利用講習を受けたガイドの同行が必須となります。

内地から小笠原を訪れるには、一般的にフェリー「おがさわら丸」のみの利用となり、その利用者は年間2.5～3.0万人で推移しています。一方、指定ルートの利用者数は、令和元年度までは年間2万人以上で推移しています。ダイビングや釣りなど、海でのレクリエーションが中心と思われるがちな小笠原においても、山域の利用による地元観光産業への影響も一定程度あるものと思

います。

## 2 指定ルート紹介

ここで、父島と母島の指定ルートの中で観光利用の多い3ルートをご紹介します。

### ① 千尋岩ルート（父島）

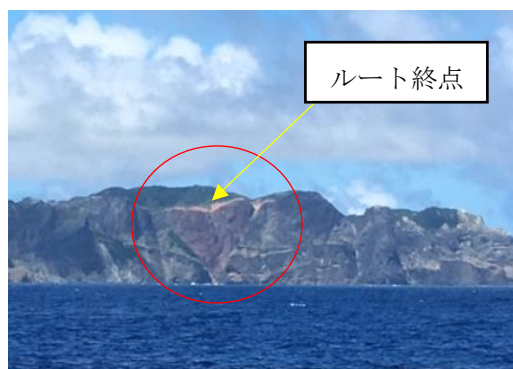
小港海岸に近い北袋沢地区から衝立山を越えて千尋岩（通称：ハートロック）までの約4kmのルートで、終点からの眺望は絶景です。滝が見えたり、巨大なガジュマルの林を潜ったりと見所満載です。令和3年度は観光客の3割が訪れています。



千尋岩ルート終点からの眺望（奥は南島）



ガジュマル林のトンネル



海から見た千尋岩（ハートロック）

### ② 東平ルート（父島）

アカガシラカラスバトの保全のため柵で囲まれたアカガシラカラスバトサンクチュアリー（28ha）内のルートです。アカガシラカラスバトの繁殖期（11～3月）には通行制限があります。乾性低木林の林内には、アサヒエビネ、ムニンノボタン等多くの希少種が生育しています。



東平ルート入口（ルートは柵内）



終点（初寝山）から望む東島



アサヒエビネ



ムニンノボタン

### ③ 石門ルート（母島）

母島の典型的な森林形態である湿性高木林で、ワダンノキ、ハハジマノボタン等が林内に多く、母島でしか見られない希少種が存在しています。また、固有陸産貝類（カタツムリ）の宝庫です。観光客のほか、調査や各種事業での行政関係者も多く入林します。原生的な自然を体験できますが、往復6時間程度かかる難ルートです。



終点からの眺望（手前はラピエ）



オカモノアラガイ



ワダンノキ

### 3 見直し作業及び課題

令和2年1月に森林生態系保護地域保全管理計画が改訂され、指定ルートは、利用の状況、ルートや周辺森林への影響等を踏まえ、必要に応じて見直しできるようになりました。これまで、新たなルートの開設、アカガシラカラスバトやオガサワラノスリへ配慮し入林期間を限定している指定ルートの解放等の要望がありました。このような中、昨年度から指定ルートごとに、ガイド等関係者と現地を確認し、専門家も含めて評価を進めているところです。現在まで5ルートに

についておおむねの評価が完了しました。利用者、特にガイドの方々の自然を維持して利用しようとする意識の高さもあり、複数のルートで利用による森林生態系への大きな影響は見られないとの評価が示されたところです。一方で、ルート設定当初の錯誤で、誤ったルートが指定されている箇所があることが判明しました。そこは、現状利用されていませんが、仮に利用頻度が高まると周辺の希少動植物へ影響を及ぼしかねないことが明確になりました。引き続き評価を進めるとともに、適宜、見直しを進めていきたいと考えています。

また、指定ルートの維持管理も大きな課題です。指定ルートとは呼んでいますが、歩道ではなく、あくまでも森林内に立ち入ることのできる区域のことです。森林生態系保護地域の保存地区であることから、原則、人の手を加えないことが前提になります。一方で、森林生態系保護地域保全管理計画では、例外事項として実施可能な行為に「既設歩道等の維持修繕」がありますが、その取扱いを巡って利用者、専門家、センター職員の間で考え方が異なっていました。ようやく、平成30年度に、実施内容と対応の範囲等が明確化されました。現在は、センター職員のほか小笠原総合事務所国有林課とGSS（グリーン・サポート・スタッフ）の協力を得て、最低限の対応を行っているところです。



センター職員による歩道整備



ルート周辺の外来種除去（国有林課の応援）

このほか、平成25年から、小笠原村役場において、近自然工法（駆除木や転石など、現地にあるものを活用し、現状に合わせて施工する方法）による改修を毎年実施していただいています。特に千尋岩ルートや石門ルートで、泥濘や段差等が適切に処理されてきたことについて大変感謝しております。



近自然工法（丸太運搬）



運搬した丸太を橋材に活用

## 終わりに

小笠原という隔絶された地域にあって様々なことを行うためには、行政のみならず、関係者の協力が不可欠であると改めて実感しております。指定ルートについては利用者、専門家、行政等関係者の御意見を踏まえてしっかりと見直しを進めるとともに、森林生態系保護地域の利用と保全が両輪となって小笠原国有林の維持、保全につながればと思うところです。

|